

現年
公共事業 令和 08 年度 補助治【離】

工事設計図書

工事番号 離保総改良 第 8101-0-001 号

河川路線名等 淡路地区
工事名 保安林総合改良事業（離）（8 離 H 第 1 号）

工事箇所 南あわじ市 沼島

細かいそ名 保安林総合改良（離）

契約数量表

頁0-0001/0002

費目・工種明細など	規格1・規格2	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量増減
本工事費					
森林整備					
保育工	森林整備 A = 12.10ha	式		1	
保育工					
広葉樹林等整備	広葉樹 ~ 、B~D				
枯れマツ処理	景観伐倒	m3		980	
枯れマツ処理	景観伐倒	m3		7	
本数調整伐(片付)	平均胸高直径:21cm	本		4,140	
本数調整伐(片付)	平均胸高直径:18cm	本		65	
広葉樹林等整備	標準地内伐採木の直径の和 31(cm)	ha		8.07	
広葉樹林等整備	標準地内伐採木の直径の和 26(cm)	ha		2.6	
広葉樹林等整備	整備本数 1700(本/ha)	ha		8.07	
広葉樹林等整備	整備本数 700(本/ha)	ha		2.6	
広葉樹林等整備	下層シダ ~ 、A、B				
枯れマツ処理	景観伐倒	m3		45	
本数調整伐(片付)	平均胸高直径:21cm	本		195	
下刈	全刈り	ha		1.43	
施工調査費		式		1	

森林土木工事共通仕様書

閲覧により添付することを省略した森林土木工事共通仕様書(兵庫県農林水産部治山課)は、本工事の契約図書に添付したものとして遵守し、本工事を施工しなければならない。

なお、森林土木工事共通仕様書については、以下により入手すること。

- ・森林土木共通仕様書

(兵庫県農林水産部治山課ホームページ)

URL:

https://web.pref.hyogo.lg.jp/nk15/documents/260401honbun_kanmatsu.pdf

特記仕様書

第1条 入札・積算について

1 週休2日補正について

本工事は、森林土木工事共通仕様書第4条による週休2日制度の対象工事であるが、補正単価等の端数処理については、以下のとおりとする。

① 労務費、機械経費（賃料）、市場単価の端数処理について

ア 労務費について

週休2日補正を含む補正をすべて乗じた後、1円単位（1円未満四捨五入）とする。

イ 機械経費（賃料）について

週休2日補正を乗じた後、小数第1位切捨て整数止めとする。

ウ 市場単価について

週休2日補正係数を乗じた後、1円単位（1円未満切捨て）とする。

② 諸経费率（共通仮設费率、現場管理费率）の端数処理方法について

各率算出時、施工地域補正等係数計上時、週休2日補正計上時のそれぞれで小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。

③ 技術管理費に計上している施工調査費「選木」については、週休2日補正は適用しない。

2 通勤補正について

通勤補正は、平成11年7月1日付け11-13 林野庁指導部長から各都道府県治山・林道事業担当部長あて（最終改正 令和7年3月27日付け6林整計第674号）「森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱いについて」7 歩掛の補正（1）通勤補正についてウ通勤補正 にあるとおり、通勤補正は、労務単価に補正係数を乗じることとする。森林整備保全事業設計積算要領の運用・設計標準歩掛細則 p 3 1 II 森林整備保全事業設計標準歩掛細則（I）歩掛適用、補正、割増等、3. 通勤による歩掛の補正の本文中「労務歩掛に次の補正係数を乗じるものとする。」の記載内容は適用しないので注意すること。

なお、通勤補正係数の算出方法は、森林整備保全事業設計積算要領の運用・森林保全整備事業設計標準歩掛細則（令和8年4月 兵庫県農林水産部治山課）II 森林整備保全事業設計標準歩掛細則、（I）歩掛適用、補正、割増等、3. 通勤による歩掛の補正 に記載の算出方法で算出すること。

また、技術管理費に計上している施工調査費「選木」については、通勤補正は適用しない。

第2条 施工について

1 森林整備

- (1) 伐倒木について、林内に等高線と並行になるよう集積し、高さは0.5m程度までとすること。
- (2) 伐倒木の伐採仕上げ高はおおむね地上30cm以内とすること。
- (3) 伐倒木について、立木株または切り株だけで安定しない場合は、現地採取の杭を打ち込み株の代わりとすること。
- (4) 伐倒木については、必要に応じて樹幹から枝条を切り払い、樹幹を玉切りすること。

2 枯れマツ処理

(1) 立木の伐倒・整理等

- ①整備区域の枯損アカマツ・クロマツは、全て伐採すること。
- ②仕様書第 62 条森林整備(保育)第 4 項「本数調整伐」に準じ施工すること。

(2) 出来形管理

全伐倒木をナンバーリングして、樹高、胸高直径及び伐採数量(単位:m3)を管理し、あらかじめ工事打合簿で監督員に提出した後に、伐採すること。

(3) 写真管理

仕様書「森林整備工事撮影箇所一覧表」の「森林造成」「枯松伐倒」・「保育」「本数調整伐」に準ずること。

3 広葉樹林等整備

(1) 選木

- ①選木は、広葉樹整備区域の標準地で選木した伐採木樹種(枯損木・常緑樹)に準じ、広葉樹整備区域内の胸高直径 8 cm以上の伐採木にナンバーリングして、樹種・胸高直径を管理し、あらかじめ工事打合簿で監督員に提出した後に、伐採すること。
- ②落葉広葉樹・植栽樹種は、選木しないこと。
(植栽樹種:抵抗性マツ・ヤマザクラ・ヤマモモ・ヤブツバキ)
ただし、枯損木は、選木すること。
- ③広葉樹整備区域における胸高直径 8 cm以上の 1 ha 当たりの伐採木本数(選木数)及び標準地内伐採木(選木)の胸高直径の和(100 m²当たり)は、下表のとおりである。
ただし、伐採木本数(選木)には、枯損アカマツ・クロマツを除外すること。
(胸高直径 8 cm以上の選木)

整備区域	伐採木本数 (本/ha)	胸高直径の和 (cm/100 m ²)
広葉樹②～⑤(R6 調査)	300	31
広葉樹 B～D(R6 調査)	200	26

- ④広葉樹整備区域内の伐採木は、可能な限り均等となるよう立木の配置バランスを考慮し、選木すること。

(2) 立木の伐倒・整理等

- ①最初に標準地内の伐採木を伐倒・整理等し、標準地以外の広葉樹整備区域(胸高直径 8 cm未満の伐採木を含む。)についても、標準地内の伐倒・整理等状況で施工すること。
注) 標準地内の伐採木は、林内照度が上がるように、伐採本数だけでなく伐採木の直径や樹冠の占有率も考慮して選木している。
- ②仕様書第 62 条(保育)第 4 項「本数調整伐」(3)から(7)に準じ施工すること。

(3) 出来形管理

- ①標準地は、仕様書「森林整備 出来形管理基準」の「保育」「本数調整伐」に準じ管理すること。
- ②整備区域は、発注者が事前に外周を測量した区域と実整備区域が異なる場合、監督員が面積測量を指示する場合がある。

(4) 写真管理

仕様書「森林整備工事撮影箇所一覧表」の「保育」「本数調整伐」に準ずること。

3 その他

当該工事の実施にあたり疑義等が生じた場合は、その都度発注者と対応を協議すること。